

熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例をここに公布する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第60号

熊本県クリーニング所において講ずべき措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定に基づき、クリーニング所において講ずべき必要な措置を定めるものとする。

(クリーニング所において講ずべき措置)

第2条 法第3条第3項第6号に規定する必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般的な措置

- ア 作業場は、居室その他作業に直接関係のない場所と隔壁等を設けて区分し、他の用途に使用しないこと。
- イ 作業場は、換気及び照明を十分にすること。
- ウ 作業場の床面積は、26平方メートル（洗濯のみ又は仕上げのみを業とするクリーニング所にあつては、13平方メートル）以上とすること。
- エ クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第1条に規定する洗濯物は、不浸透性材料を使用したふたのある容器に別に保管し、区分して取り扱うこと。
- オ 洗濯物の集配に用いる容器等は、仕上げの終わったものと未処理のものを区分できる専用のもので、仕上済み又は未処理と表示すること。
- カ 作業場の内外は、常に清掃を行うとともに、ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- キ 作業場、洗濯物の格納設備及び集配に用いる容器等並びに営業用器具は、適宜消毒を行うこと。
- ク 仕上作業中は、常に清潔な作業服を着用し、手首から先は、作業前に石けん等で洗うこと。
- ケ 有機溶剤を使用して洗濯した洗濯物の乾燥は、使用した有機溶剤の種類等に応じた適正な温度で十分に行うこと。
- コ 石油系溶剤を使用して洗濯した洗濯物については、石油系溶剤残留判定器を用いて乾燥状態の確認を行うこと。

(2) 洗い場に関する措置

- ア 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。
- イ 床から1メートルまでの内壁は、コンクリート、タイルその他の不浸透性材料を使用すること。
- ウ 洗濯に使用する洗剤及び薬品は、専用の保管庫、戸棚等に保管すること。
- エ 洗濯に使用する湯水は、清浄なものであること。

(3) 仕上場に関する措置

- ア 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。
- イ 仕上げの終わった洗濯物は、汚染のおそれのない格納設備に保管し、当該格納設備には、仕上済みと表示すること。
- ウ 仕上台の被布は、清潔な白布を使用し、適宜取り替えること。

2 前項の規定にかかわらず、洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所における措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。
- (2) 居室その他洗濯物の受取り及び引渡しに直接関係のない場所と隔壁等を設けて区分し、他の用途に使用しないこと。
- (3) 未処理の洗濯物は、専用の容器等に保管し、当該容器等には、未処理と表示すること。この場合において、省令第1条に規定する洗濯物は、不浸透性材料を使用したふたのある容器に別に保管し、当該容器には、未消毒と表示すること。
- (4) 仕上げの終わった洗濯物は、汚染のおそれのない格納設備に保管し、当該格納設備には、仕上済みと表示すること。
- (5) 食品（その添加物を含む。以下同じ。）の製造、加工、調理、貯蔵又は販売（以下「食品の販売等」という。）を併せて行う場合においては、食品の販売等のための施設と隔壁を設けて完全に仕切ること。
- (6) 前号に規定する場合において、洗濯物と食品を併せて取り扱う者については、手指の消毒その他清潔を保持するための措置を講ずること。

(雑則)

第3条 この条例に定める措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項（第1号コに係る部分に限る。）の規定は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第61号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

